

名古屋国税局派遣

国税庁首席監察官

石黒晃殿

## 国税局職員による犯罪行為の申し立て及び犯罪捜査の要請

平成28年2月2日

島根県松江市東本町5丁目16番地9

山根ビル3階

株式会社山根総合事務所内

山根治税理士事務所

税理士 山根 治

1. 当職は、嫌疑者 株式会社(以下、会社といい、会社の役員、従業員を会社関係者という)の税務代理人である。会社は、平成27年3月10日より名古屋国税局の査察調査(以下、査察調査という)を受け、査察調査は現在進行中である。査察調査の現場担当者は、査察第7部門の齋藤和久総括査察官、不破正晃主査査察官(現在は査察第5部門主査査察官)千田友幸(現在は査察第8部門査察官)(以下、査察官という)である。
2. 査察官が主導している査察調査は、以下に述べる3つの点で著しく常軌を逸しており、違法であるだけでなく、犯罪行為に該当するおそれのあるものである。当職は、貴職に対して査察官の犯罪行為と思料する事実を申し立て、財務省設置法第27条に基づく、貴職による犯人及び証拠の捜査がなされることを要請する。
3. 当職が犯罪行為であると思料する第一の点は、査察官が定められた所掌事務を逸脱し、職務権限を有しない調査を行っていることである。  
査察官の所掌事務は、「国税犯則取締法(以下、国犯法という)に基づく調査、検査及び犯則の取締り。(以下、犯則調査という)」、「『調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令』昭和24年6月1日大蔵省令第49号。最終改正平成26年10月1日財務省令第81号。以下、所掌事務省令と

いう)に限定されているにも拘らず、犯則調査に加えて査察官は「課税標準の調査」をも行っている。(添付資料1)。しかも、査察調査が開始された平成27年3月10日から平成28年2月1日までの間になされた査察調査の大半は、犯則調査ではなく「課税標準の調査」、即ち増差額の調査である。(添付資料2)。

ここに、「課税標準の調査」は、所掌事務省令では、「調査課」の事務とされており、「査察課」の事務、即ち、犯則調査とは明確に区別されている。更に、「課税標準の調査」は、国税通則法(以下、通則法という)第74条の2に定められた「当該職員」の専権事項であり、査察官は「当該職員」には該当しない。従って査察官は「課税標準の調査」を職務として行うことができない。しかるに査察官は、職務権限のない事務である「課税標準の調査」をあたかも職務権限があるかの如く偽り、一貫して「課税標準の調査」(増差額の調査)を行っている。査察官の行為は、所掌事務省令に違反する越権行為である。

要するに査察官は、「当該職員」でないにも拘らず、会社に対して「当該職員」であるかの如く振る舞い、「当該職員」の専権事項である「課税標準の調査」を不法に推し進め、会社関係者に対して、通則法第127条の罰則の適用があるかのように申し向けて錯誤せしめ、会社関係者に義務のない答弁等を強要している。

査察官に与えられている質問検査権(国犯法第1条)は任意であり強制的なものではない。これに対して「当該職員」に与えられている質問検査権(通則法第74条の2)は、罰則(通則法第127条)を伴った強制的なものである。

一方、国犯法における質問、検査、領置(犯則調査)に関しては、通則法とは異なり、不答弁(黙秘)、虚偽の答弁、検査採取の拒否、移動禁止の無視、封かんの実施の拒否に関しては、会社関係者の自由である。

即ち、答弁すること、真実の答弁をすること、検査に応ずること、あるいは領置の申し出に応ずること、これらは会社関係者の自由であって義務ではない。然るに、査察官はこれらのことが会社関係者の当然の義務であるかの如く申し向けて会社関係者を錯誤せしめ、会社関係者に義務のない答弁等を強要したものである。

以上、査察官の行為は、

「公務員がその職務を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」(刑法193条 公務員職権濫用の罪)

に該当するものと思料する。

4. 当職が犯罪行為であると思料する第二の点は、査察官が会社関係者を脅迫したことである。

査察官は、犯則事実が存在しない(この点については6.で後述)にも拘らず、会社の社長をはじめとする会社関係者に対して、初めから犯罪人と決めつけ、長時間にわたって事実上拘束した状態で

「検察庁の検事に告発して、検察庁の検事は を法人税違反で起訴します。」(添付資料1 . 参照)

などの言葉を発し、あるいは、査察調査については、逮捕権はない、黙秘権はあるなどと言いながら、和歌山の毒入りカレー事件を持ち出して、黙秘していても逮捕され有罪(死刑判決)になることもあると申し向けたら、会社従業員・ に対して、

「今回の件は、社長とあなたがキ・マンなんです」(添付資料2。平成27年4月10日、犯則調査会話記録より。)

とした上で、

「幫助」、「共犯」(添付資料2。平成27年4月10日、犯則調査会話記録より。)

などの言辞を申し向けて、検察官に告発した場合には、社長だけでなく従業員である をも逮捕・起訴されることを示唆して会社関係者を畏怖せしめ、脅しあげた。

査察官のかかる行為は、害悪を告知して人を脅迫したことに該当し、査察官は、

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者」(刑法第222条第1項 脅迫の罪)

に該当するものと思料する。

5. 当職が犯罪行為であると思料する第三の点は、査察官が傷害行為を行ったことである。

前記2. で申し述べた通り、査察官は会社関係者に対して害悪を告知して脅迫した事実があるが、会社関係者は、査察官による脅迫を受けたことによって生理的機能障害を罹患するに至った(添付資料3)。このことは、査察官の犯罪行為(脅迫)によって会社関係者が身体に傷害を受けたことを意味する。

当職は会社関係者から、査察官による犯罪行為を詳細に聴取し、生々しい録音記録の全てを検証した結果を踏まえて名古屋国税局長に宛てた申述書を作成し、平成27年4月27日提出した(添付資料4)。

申述書において当職は、村中健一名古屋国税局長に対して、査察官の犯罪行為を直ちに中止するように指導し、適法な査察調査に切り替えるように要請したところであるが、当職の要請は無視され、当該申述書提出日(平成27年4月27日)より現在(平成28年2月2日)まで、反面調査の名のもとに、違法かつ犯罪行為としての査察調査が連綿として継続されている。即ち、査察官は検察官に告発することを前提とした調査をしていることを一貫して明言していることから、会社関係者に対して害悪を告知して脅迫している事実が変わりがない。

当職は、当該申述書提出日(平成27年4月27日)をはじめとして、これまでたびたび、査察官による脅迫行為によって会社関係者が極度に怯え、精神的疾患と身体的疾患とを罹患するに至っ

た事実を査察官に申し述べてきたにも拘らず、査察官は執拗に脅迫行為を繰り返し現在に至っている。このため、会社関係者の精神的疾患と身体的疾患は悪化の一途を辿っている。

ことに、社長については、先天的ともいえる難病が過度のストレスによって悪化しており、現在文字通り生命の危険にさらされている（添付資料3）。

査察官のかかる行為は、会社関係者に生理的機能障害を与えた行為、即ち、「人の身体を傷害した」（刑法第204条 傷害罪）行為に該当するものと思料する。

しかも、査察官は確信的かつ執拗に脅迫行為を繰り返し、会社関係者に生理的機能障害を与え続けていることから、その犯情は極めて悪質である。

6. 以上、3. ~ 5. に摘示した査察官の犯行の背景にあるのは次の2つの事実である。

(1) 嫌疑とされている法人税法違反（通脱罪）は、「偽りその他不正な行為」と「税を免れたこと」を犯罪構成要件とする犯罪であるが、会社についていえばこの構成要件が二つ共に欠落している。即ち、犯則事実そのものが不存在である。

「偽りその他不正の行為」については、査察官は会社決算書における益金（株式会社等よりの2億6千万円）の計上漏れに関して、不正行為を認定しようとしているものと推測されるが、この益金の計上漏れはまさに「課税標準」（増差額）にかかる事柄であって、査察官が関与することができないものである。「課税標準の調査」は、所掌事務省令で定められた査察官の職務ではないからである。「税を免れたこと」、即ち通脱税額の確定については、現行の実体法である通則法と国犯法を前提とする限り、会社の同意、即ち修正申告という自発的な法律行為がない限り成立しないものであり、会社は違法な査察調査が強行されている限りは修正申告をする意思はない。「脱漏税額」の確定は、「課税標準の調査」ができない査察調査によっては不可能であるということである。

(2) 会社に「脱漏所得」、つまり「脱漏税額」がたとえ存在するとしても、それは行政レベル（税務署長）の問題であって、しかも単純な過少申告の問題であるにすぎない。

即ち、罰則的な意味合いをもつ重加算税の対象となるものではない。隠ぺい・仮装行為がないからである。

査察官が「脱漏所得」と誤解している益金漏れは、単なる会計上の勘定科目記載誤りであって、直ちに「脱漏所得」といえるものではない。

その上、当該益金は全て会社の正規の預金通帳に入金されており、いわゆる裏金の類ではない。ただ、記帳に際して、本来「売上」となるべきところが、「社長借入金」として処理されていただけのことである。ここにはいかなる隠ぺい行為も存在しない。これは、会社関係者（社長と）に記帳の基礎知識が欠落していることによる単純なミスによるものである。つまり、社長に言われるがままに、入金のをとり敢えず「社長借入金」という仮勘定として記帳し、決算期末において、税理士法人×××××（以下、×××××という）に丸投げし、×××××の担当者は仮勘定（「社長借入金」）を精査して本勘定への振替を行っていたものであるところ、当該益金

にかかる「社長借入金」だけは、本勘定への振替えがなされていなかった。  
この間の経緯については、平成27年4月27日付申述書（添付資料4）で詳述したので参照されたい。

以上、査察官が「脱漏所得」と即断し、誤解している2億6千万円の益金漏れは、隠ぺい・仮装行為とは一切関係ないものである。

「偽りその他の不正の行為」と「隠ぺい・仮装行為」とは、内容を異にする概念ではあるが、査察調査を含む税務行政上では、同一のものとして取り扱われてきた経緯がある。このような実務上の慣行に従えば、「隠ぺい・仮装行為」の不存在は、とりもなおさず、「偽りその他の不正の行為」が不存在であることを意味する。

査察官は以上(1)(2)で述べたように、犯則事実が不存在であるにも拘らず、証拠を捏造しようとしていること、即ち冤罪を創り出そうとしていることに加えて、会社関係者を文字通り生命の危機にまで追い込んでいることから、その犯情は悪質極まりないものであり、国家権力を振りかざしているだけに査察官の所業は組織暴力団をはるかに凌ぐ悪辣なものである。巷間、査察官が「国税マフィア」と呼称されているのも故なきことではない。

貴職におかれては、査察官他の事件関係者に対して刑事訴訟法上の捜査権を行使し、当職が申し出た3つの犯罪事実をご確認の上、刑事訴訟法に定められた告発の手続をとって頂きたい。

以上